

NO	1-④	団体名	知的協	課 グループ	障害サービス課
----	-----	-----	-----	-----------	---------

要望 内容	<p>1 新型コロナウイルス感染症の対策について</p> <p>④本来であれば、福祉施設関係者全体に対してPCR検査を希望するところですが、濃厚接触者、感染の疑いと診断された者、国の示した症状を呈した者に対してPCR検査の迅速な対応をお願いします。</p>
	<p>(回答)</p> <p>県では、積極的疫学調査の神奈川モデルとして、医療機関及び高齢者施設、福祉施設等に対しては、優先度を高くして疫学調査を実施することとしています。加えて、まん延防止対策が困難である知的障害児者施設については、予防的検査も積極的に実施することとしています。</p> <p>また、行政検査の対象とならない場合であっても、法人として感染防止のため必要と認めた自費PCR検査については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業において補助の対象となるため、積極的にPCR検査を受検するよう呼びかけています。</p> <p>県としては、コロナ禍においても福祉施設に従事する方が安心してサービス提供を継続できるよう、これらの取組について、引き続き周知を図ってまいります。</p>
	<p>(前年度要望)</p> <p>(前年度回答)</p>

NO	1-⑥	団体名	知的協	課 グループ	障害サービス課
----	-----	-----	-----	-----------	---------

要望 内容	<p>1 新型コロナウイルス感染症の対策について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、各種加算要件等の緩和がなされました。今後も感染症の長期化が予測されるため、引き続き柔軟な対応をお願いします。</p> <p>国庫補助のみならず、神奈川県としても上乗せする十分な財源の確保をお願いします。</p>
	<p>(回答)</p> <p>障害福祉サービス事業所等は、障がい者が生活する上で必要不可欠な福祉基盤であることから、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、通所によるサービス提供の代替として、訪問によるサービス提供を行った場合においても介護給付費等の算定が認められるなど、柔軟な運用が認められています。</p> <p>また、国の事業を活用し、感染防止のために必要となるかかり増し経費や、濃厚接触者に対応した場合の割増人件費等について、補助を行っています。</p> <p>県としては、次年度以降もコロナ禍における安定したサービス提供のため、引き続き必要な措置を講じるよう、他の自治体と協働で国に要望しています。</p>
	<p>(前年度要望)</p> <p>(前年度回答)</p>

NO	2-④	団体名	知的協	課 グループ	障害サービス課福祉施設G
----	-----	-----	-----	-----------	--------------

要望 内容	<p>2 福祉人材の確保について</p> <p>④ 障害者支援施設等では障害の重度化、高齢化が進んでいます。直接支援を軽減するための福祉機器やロボットの開発及び導入時の補助の検討をお願いします。</p>
	<p>(回答)</p> <p>県では、障がいの重度化、高齢化に伴い、障害分野においても支援員のマンパワーだけに依存せず、テクノロジーと支援員の支援技術を融合させ、支援の質を向上させる必要があると考えています。</p> <p>令和元年度からは、国の補助制度を活用して、障害者支援施設等における介護ロボット等の導入を支援しています。</p> <p>なお、福祉機器やロボットの開発については、どのようなことができるのか、検討してまいります。</p>
	<p>(前年度要望)</p> <p>障害者支援施設等では障害の重度化、高齢化が進んでいます。直接支援を軽減するための福祉機器やロボットの開発及び導入時の補助の検討をお願いいたします。</p> <p>(前年度回答)</p> <p>福祉機器やロボット等のテクノロジーを活用した支援については、高齢福祉分野で普及が進んでいます。障がいの重度化、高齢化に伴い、障害分野においても支援員のマンパワーだけに依存せず、テクノロジーと支援員の支援技術を融合させることにより、より一層支援の質を向上させていく必要があると考えており、県では、介護ロボット等導入への支援や障害分野に特化したテクノロジーの開発について検討を進めてまいります。</p>

NO	2-⑥	団体名	知的協	課 グループ	インクルーシブ教育推進課 地域福祉課
----	-----	-----	-----	-----------	-----------------------

要望 内容	<p>2 福祉人材の確保について</p> <p>⑥ 障がい福祉の仕事は、働き甲斐があり、「ともに生きる社会」の実現のための誇りある仕事であることと、多様な支援の現場には、新しい人材が活躍できる場がたくさんあることを発信していく取組みを共にお願いしたいと思います。</p> <p>また、将来を見据えてインクルーシブ教育の推進を図り、差別、偏見のない多様な価値観を認め合う福祉教育の推進をお願いします。</p>
	<p>(回答)</p> <p>県では「かながわ福祉人材センター」において、福祉・介護の魅力を発信するため、施設現場で働いている職員と直接意見交換ができる「福祉の仕事を知る懇談会」を開催しております。また、中高生向けに福祉・介護の仕事への理解や関心を深めるための教材を配布するとともに、希望する学校に若手の職員を派遣し、仕事のやりがいや魅力を伝える出張事業やインターンシップ制度による職場体験を実施しています。</p> <p>また、県は支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向け、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び、共に育つことをめざし、「みんなの教室」の普及や県立高校におけるインクルーシブ教育実践推進校での取組みなど小学校段階から高校段階まで連続したインクルーシブ教育を全県で展開します。</p>
	<p>(前年度要望)</p> <p>④ 将来を見据えてインクルーシブ教育の推進を図り、差別、偏見のない多様な価値観を認め合う福祉教育の推進をお願いいたします。</p> <p>(前年度回答)</p> <p>④インクルーシブ教育と福祉教育の推進</p> <p>県は、支援教育の理念の下、共生社会の実現に向け、全ての子どもができるだけ同じ場で共に学び、共に育つことを目指し、「みんなの教室」の普及や県立高校におけるインクルーシブ教育実践推進校での取組など小学校段階から高校段階まで連続したインクルーシブ教育を全県で展開してまいります。</p>

NO	3	団体名	知的協	課 グループ	障害サービス課福祉施設G
----	---	-----	-----	-----------	--------------

要望 内容	<p>3 障害者支援施設・短期入所事業の再整備の推進について</p> <p>県所管域の障害者支援施設の待機者は、加齢児支援と併せて相当数の方がいられる状況にあります。また、神奈川県においては、平成元年前後に建設した障害者支援施設が多くあり、2025年度には、こうした既存施設の老朽化に伴う施設の再整備が課題となります。今後、施設の再整備にあたっては利用者の生活の質が向上するよう、利用定員の見直し、個室化・ユニット化・バリアフリー化等の住環境の改善を図るよう、国庫補助に加え県独自の予算措置と計画的な老朽改築等に向けた事業の推進をお願いします。また、建替え整備について、単年度事業では入札等の手続きから仮設、本体工事等までの好機を考えると困難なため、複数年度当の配慮をお願いします。</p> <p>今後の施設整備に欠かせない制度である民間社会福祉施設整備借入償還金補助については、改めて推進いただきたくお願いします。</p>
	<p>(回答)</p> <p>県では、「施設機能を維持するための老朽化対策等」を障害福祉施設等の整備方針とし、耐震性能や老朽度、建築後の経過年数等に応じ、利用者の障がいの重度化、高齢化等に対応するため、生活環境の改善を図りながら改築整備や大規模修繕を進める施設について、優先的に国庫補助制度を活用できるようにしています。</p> <p>国に対しては、老朽化等の建て替え等には長期の工事が必要となることから、2か年度にわたる工事を補助対象として認めるよう、関東甲信ブロック民生主管部(局)長会議等を通して要望しているところです。</p> <p>なお、国庫補助に上乗せする形の県単独補助は現在のところ考えておりませんが、社会福祉施設等施設整備費補助金を補完するため、民間社会福祉施設整備費借入償還金補助を創設しました。引き続き、同補助事業の目的である、民間障害福祉施設の施設整備の促進と借入金に係る負担軽減を図るため、予算措置に努めてまいります。</p>
	<p>(前年度要望)</p> <p>県所管域の障害者支援施設の待機者は、千人前後とも言われ、加齢児支援と併せ入所することが困難の状況にあります。また、神奈川県においては、平成元年前後に建設した障害者支援施設が多くあり、2025年度には、こうした既存施設の老朽化に伴う施設の再整備が課題となります。今後、施設の再整備にあたっては利用者の生活の質が向上するよう、利用定員の見直し、個室化・ユニット化・バリアフリー化等の住環境の改善を図るよう、国庫補助に加え県独自の予算措置と計画的な老朽改築等に向けた事業の推進をお願いいたします。また、建替え整備について、単年度事業では入札等の手続きから仮設、本体工事等までの工期を考えると困難なため、複数年度等の配慮をお願いいたします。</p> <p>今後の施設整備に欠かせない制度であります民間社会福祉施設整備借入償還金補助については、改めて推進いただきたくお願いいたします。</p>

(前年度回答)

県では、毎年、障害者支援施設等入所待機者調査を実施し、その状況を把握しており、直近の平成 30 年 4 月 1 日現在の調査結果では、県所管域での待機者は、約 350 人となっています。

県では、「施設機能を維持するための老朽化対策等」を障害福祉施設等の整備方針とし、耐震性能や老朽度、建築後の経過年数等に応じ、利用者の障がいの重度化、高齢化等に対応するため、生活環境の改善を図りながら改築整備や大規模修繕を進める施設について、優先的に国庫補助制度を活用できるようにしています。

また、市町村事業推進補助金の施設整備にかかる補助メニューの活用も市町村に周知してまいります。

国に対しては、老朽化等の建て替え等には長期の工事が必要となることから、2 か年度にわたる工事を補助対象として認めるよう、関東甲信ブロック民生主管部(局)長会議等を通して要望しているところです。

なお、民間社会福祉施設整備費借入償還金補助について、補助の対象を償還金としており、本来は社会福祉施設等施設整備費補助金を補完する制度として創設されました。引き続き、同補助事業の目的である、民間障害福祉施設の施設整備の促進と借入金に係る負担軽減を図るため、予算措置に努めてまいります。

NO	4	団体名	知的協	課 グループ	障害サービス課福祉施設G
----	---	-----	-----	-----------	--------------

要望 内容	<p>4 福祉型障害児入所施設の移行支援等について</p> <p>高等部卒業生の及び加齢児の移行支援は、令和3年（2021年）3月末日までが、みなし規定の期限となっています。速やかに移行を実現するためには、県、市町村、児童相談所、福祉事務所、相談事業所、特別支援学校、障害者支援施設グループホーム、障害福祉サービス事業所等が連携する自立支援システムの構築を図り、地域の社会資源を拡充するとともに、計画的に移行支援が進められるよう調整機能を発揮してください。</p>
	<p>（回答）</p> <p>障害児入所施設における加齢児のみなし規定については、本年11月に各自治体の実態を踏まえて、経過措置が令和3年度末まで延長されることとなりました。</p> <p>県としては引き続き、経過措置が延長する間に、市町村や児童相談所等の関係機関と連携し、加齢児の成人サービスへの移行を進めてまいります。</p>
	<p>（前年度要望）</p> <p>高等部卒業生及び加齢児の移行支援は、2021年3月末日までのみなし規定の期限までに、速やかに移行支援を実現するためには、県、市町村、児童相談所、福祉事務所、相談事業所、特別支援学校及び障害福祉サービス事業所等が連携する自立支援システムの構築を図り、地域の社会資源を拡充していく必要があります。</p> <p>（1）概ね高等部2年生になると児童相談所から福祉事務所へ通知が行われ、障害福祉サービス等の利用に向けた情報提供が図られます。この時に移行支援の対象である旨を伝達し、福祉事務所と児童相談所を連携する仕組みを作る等、責任を持って移行支援を進めてください。</p> <p>（前年度回答）</p> <p>障害児入所施設に入所する15歳以上の者について、児童相談所長が障害福祉サービスを利用することが適当であると認めるときは、その旨、支給決定を行う市町村に通知することとされており（児童福祉法第63条の2及び第63条の3）、これまでも、そうしたケースについては、市町村において障害支援区分認定等、適切に対応されるよう市町村担当者会議等において、お願いをしてきたところであります。今後も、引続き、機会を捉えて周知してまいります。</p>

NO	9-①	団体名	知的協	課 グループ	障害サービス課
----	-----	-----	-----	-----------	---------

要望 内容	<p>9 国への要望事項</p> <p>① 食事提供体制加算の廃止により、利用者の経済的負担が増えることは、特に障害基礎年金のみで生活する利用者の生活を経済的に圧迫することになり、バランスの取れた食事をとる機会を失う可能性もあります。よって、食事提供体制の継続を国に申し入れてください。</p>
	<p>(回答)</p> <p>食事提供体制加算については、令和3年度の報酬改定に向けて、障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて議論されており、令和2年12月11日に公表された「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性」においては、食事提供体制加算の経過措置の延長について、明記されています。</p> <p>引き続き、国の動向を注視するとともに、必要な要望について、検討してまいります。</p>
	<p>(前年度要望)</p> <p>(前年度回答)</p>

NO	9-②	団体名	知的協	課 グループ	
----	-----	-----	-----	-----------	--

要望 内容	<p>9 国への要望事項</p> <p>② 送迎加算について、平成 30 年度より燃費性能の向上を理由に単位数が減らされましたが、送迎に利用している車両維持費のコスト調査をした上で報酬単価の見直しを行うよう、国への申し入れをお願いします。</p>
	<p>(回答)</p> <p>送迎加算については、令和 3 年度の報酬改定に向けて、障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて議論されており、令和 2 年 12 月 11 日に公表された「令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性」においては、送迎の実施理由を踏まえた送迎加算の継続について、明記されています。</p> <p>引き続き、国の動向を注視するとともに、必要な要望について、検討してまいります。</p>
	<p>(前年度要望)</p> <p>(前年度回答)</p>

NO	10	団体名	知的協	課 グループ	障害サービス課福祉施設G
----	----	-----	-----	-----------	--------------

要望 内容	<p>10 その他</p> <p>黒岩知事が表明されたとおり、「福祉先進県かながわ」の名声を取り戻す機運を高めていただき、「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現に向けて、福祉施策の推進を念願します。</p> <p>また、神奈川県は県域、3政令指定都市、1中核市を抱える特殊性があり、県内においての地域格差是正に配慮願います。また、その特殊性とともに、都市型障害福祉に係る人件費、不動産、建設費等の経費増の課題に対して理解を求め、施策にも反映できるよう国への要望をお願いします。</p>
	<p>(回答)</p> <p>県では、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及や、津久井やまゆり園の再生に向けた取組、意思決定支援の全県展開など、誰も取り残されることのない「福祉先進県かながわ」を目指して、取組を進めているところです。</p> <p>また、県が実施している事業について、県内どこに住んでも障がい者御本人が希望する生活が送れるよう、県域市町村に事業の趣旨と必要性について理解を求めていくとともに、指定都市、中核市とも情報共有していきます。</p> <p>国に対しては、近年の人件費、整備費等が高騰している現状に対して、必要な施策を講じるよう要望してまいります。</p>
	<p>(前年度要望)</p> <p>黒岩知事が表明されたとおり、「福祉先進県かながわ」の名声を取り戻す機運を高めていただき、「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現に向けて、福祉施策の推進を念願いたします。</p> <p>また、神奈川県は、県域、3政令指定都市、1中核市を抱える特殊性があり、県内においての地域格差是正に配慮願います。また、その特殊性と共に都市型障害福祉に係る人件費、不動産、建設費等の経費増の課題に対して理解を求め、施策にも反映できるよう国への要望をお願いいたします。</p> <p>(前年度回答)</p> <p>県では、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及や、津久井やまゆり園の再生に向けた取組、意思決定支援の全県展開など、誰も取り残されることのない「福祉先進県かながわ」を目指して、取組を進めているところです。</p> <p>また、県が実施している事業について、県内どこに住んでも障がい者御本人が希望する生活が送れるよう、県域市町村に事業の趣旨と必要性について理解を求めていくとともに、指定都市、中核市とも情報共有していきます。</p> <p>国に対しては、近年の人件費、整備費等が高騰している現状に対して、必要な施</p>

策を講じるよう要望してまいります。